

# 熊本県地域警察の運営に関する訓令

平成7年3月28日

本部訓令甲第7号

〔沿革〕 平成12年9月本部訓令甲第17号、13年3月第6号改正

## 目次

### 第1章 総則

第1節 通則（第1条 第3条）

第2節 特別勤務等（第4条・第5条）

第3節 勤務準則（第6条・第7条）

第4節 運用計画（第8条・第9条）

第5節 巡回指導等（第10条 第12条）

### 第2章 地域警察活動

第1節 交番及び駐在所（第13条 第19条）

第2節 自動車警ら班（第20条・第21条）

### 第3章 駐在所相談員（第22条）

### 第4章 補則（第23条 第26条）

## 附則

### 第1章 総則

#### 第1節 通則

（趣旨）

第1条 この訓令は、地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、熊本県警察における地域警察運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事件及び事故の処理範囲）

第2条 規則第3条第2項に規定する初動的な措置の範囲は、別に定めるところによる。

（警ら用無線自動車等の塗色及び表示）

第3条 警ら用無線自動車の塗色は、車体上部を白色、下部を黒色とし、車体側面中央部及びトランク蓋の表面に「熊本県警察」と黒字で表示するとともに、車体の屋根に配置警察署名の漢字一文字と当該車両の無線局の呼出名称の数字を用いて表示しなければならない。

2 前項の規定は、小型警ら車について準用する。

#### 第2節 特別勤務等

（特別勤務）

第4条 警察署長（以下「署長」という。）は、規則第5条第2項に規定する通常基本勤務を通じた活動以外の特別な活動（以下「特別勤務」という。）の運用に当たっては、通常基本勤務の削減による地域警察活動への影響を必要最小限度にするよう配意しなけ

ればならない。

( 転用勤務 )

第5条 署長は、真にやむを得ない場合のほか、地域警察官を通常基本勤務及び特別勤務以外の勤務（以下「転用勤務」という。）に従事させてはならない。

2 署長は、地域警察官を転用勤務に従事させる場合において、その期間が継続して10日を超えるときは、あらかじめ転用勤務承認申請書（別記様式第1号）により、警察本部長の承認を受けなければならない。

### 第3節 勤務準則

( 勤務制 )

第6条 地域警察官の勤務制は、熊本県警察職員の勤務時間等に関する訓令（平成13年熊本県警察本部訓令甲第6号。以下「勤務時間訓令」という。）に定めるところによる。

( 勤務時間等 )

第7条 地域警察官の勤務制及び勤務種別の組合せごとの勤務時間の基準は、別表のとおりとする。

2 署長は、前項の基準に基づき、管内の実態を勘案し、勤務種別ごとの勤務方法別の勤務時間の割り振りを定めるものとする。

3 署長は、前2項の規定にかかわらず所管区の実態に応じ、交番（管轄署所在地を含む。以下同じ。）及び駐在所の所長（以下「交番所長等」という。）の勤務方法別の勤務時間の割り振りを定めることができる。

4 署長は、勤務時間訓令に規定する毎日制勤務の地域警察官について、夜間の勤務時間を1週間につき2時間以上割り振るものとする。

### 第4節 運用計画

( 月間活動計画 )

第8条 署長は、地域警察活動を計画的に行うため、勤務種別ごとに活動の重点、勤務を要する日その他必要な事項を内容とする月間活動計画を定めるものとする。

( 勤務日の活動重点 )

第9条 警察署の地域警察幹部は、当該警察署の所管区の実態に即した勤務日ごとの活動重点を、地域警察官に指示するものとする。

### 第5節 巡回指導等

( 地域会議 )

第10条 地域警察幹部は、地域警察活動の効率的な運用を図るため、地域警察官による会議を随時開催するものとする。

( 巡回指導 )

第11条 警察本部地域課長（以下「本部地域課長」という。）及び署長は、交番、駐在所等を随時巡回し、地域警察官の指導教養（以下「巡回指導」という。）を積極的に行わなければならない。

2 本部地域課長及び署長は、巡回指導を効果的に行うため、巡回指導計画を定めるもの

とする。

3 地域警察幹部以外の幹部は、所掌事務について、地域警察官の実務能力の向上を図るため、巡回指導を行うものとする。

(勤務及び活動の評価基準)

第12条 署長は、地域警察官が行うべき活動の全般について、総合的に評価できるように、地域警察官の活動の評価基準を定めるものとする。

## 第2章 地域警察活動

### 第1節 交番及び駐在所

(受持区)

第13条 署長は、受持区を定め、受持区を担当する地域警察官(以下「受持警察官」という。)を指定するものとする。

(交番所長等)

第14条 交番所長等は、当該交番又は駐在所に勤務する地域警察官に対する指揮監督、指導教養、関係機関等との連絡調整等を行うとともに、自ら率先して地域警察活動を行うものとする。

(交番連絡主任者)

第15条 署長は、交番所長が配置されていない交番に、他の交番、駐在所等との連絡調整等を行わせるため、交番連絡主任者を置き、規則第16条の2第2項に規定する班長(以下「班長」という。)の中から指定するものとする。

(副統括責任者)

第16条 署長は、規則第21条の2第2項に規定する統括責任者の職務を補佐するため、副統括責任者を置き、交番所長等又は班長の中から指定することができる。

(警ら)

第17条 署長は、効果的な警らを行うため、管内の事件、事故の発生状況等から警戒を要する地域、地点、施設等を警ら要点として定めるものとする。

2 署長は、規則第21条の2に規定する統合運用を行う場合のほか、管内の実態に即して、隣接する交番、駐在所等に勤務する地域警察官による共同警らを行わせることができる。

(巡回連絡)

第18条 巡回連絡の実施要領は、別に定めるところによる。

(小型警ら車)

第19条 小型警ら車は、規則第19条第2項に規定する警ら活動のほか、巡回連絡その他必要と認められる地域警察活動に運用することができる。

### 第2節 自動車警ら班

(自動車警ら班長)

第20条 署長は、自動車警ら班の交替制勤務ごとに、その活動を一体として効率的に行わせるため、自動車警ら班長を置くものとする。

(交番、駐在所等との連携)

第21条 自動車警ら班勤務の機動警らにおいては、交番、駐在所等への計画的な立寄りのほか、事件・事故等の共同処理を積極的に行うなど、交番、駐在所勤務等との連携に努めなければならない。

### 第3章 駐在所相談員

(駐在所相談員)

第22条 警察本部長は、駐在所に駐在所相談員を置くことができる。

2 規則第5章の規定は、駐在所相談員について準用する。この場合において、同章中「交番」とあるのは「駐在所」と読み替えるものとする。

### 第4章 補則

(勤務記録及び勤務引継)

第23条 地域警察官は、勤務、活動状況等を記録しなければならない。

2 班長及び自動車警ら班長は、勤務交替に当たっては、幹部の指示・連絡、取扱った事件・事故、手配等必要な事項について、確実に引継ぎを行わなければならない。

(名札)

第24条 署長は、交番、駐在所及び警備派出所(以下「交番等」という。)に勤務する地域警察官の勤務状況を明らかにするために、当該交番等毎に名札を掲示しなければならない。

(備付簿冊等)

第25条 勤務種別ごとに備え付ける簿冊及び必要な報告の様式については、別に定めるところによる。

(細則の制定)

第26条 署長は、この訓令の施行に関し必要な細則を定めるものとする。

### 附 則

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年9月29日本部訓令甲第17号)

この訓令は、平成12年10月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月21日本部訓令甲第6号抄)

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

1 交番（管轄署所在地を含む。）の勤務時間基準

勤務方法 \ 勤務制		勤 務 時 間				
		立 番	在所・見張	警ら・巡回連絡	休 息	合 計
交替 制	当番	2 時間 ~ 3 時 間	3 時間 ~ 4 時 間	8 時間 ~ 12時間	1 時間	16時間
	日勤	0 ~ 1 時間	1 時間 ~ 2 時 間	5 時間 ~ 6 時間	30分	8 時間
毎日制		1 時間 ~ 2 時 間	1 時間 ~ 2 時 間	4 時間 ~ 6 時間	30分	8 時間

2 駐在所の勤務時間基準

勤務方法 \ 勤務制		勤 務 時 間			
		在 所	警ら・巡回連絡	休 息	合 計
毎日制		1 時間 ~ 2 時間	6 時間 ~ 7 時間	30分	8 時間

3 自動車警ら班の勤務時間基準

勤務方法 \ 勤務制		勤 務 時 間			
		機動警ら	待 機	休 息	合 計
交替 制	当番	9 時間 ~ 11時間	4 時間 ~ 6 時間	1 時間	16時間
	日勤	2 時間 ~ 5 時間	2 時間 ~ 5 時間	30分	8 時間

4 警備派出所の勤務時間基準

勤務方法 \ 勤務制		区 分	勤 務 時 間					
			立 番	在所・見 張	警戒警備	警 ら	休 息	合 計
毎日制		熊本空港	30分	2 時間 ~ 3 時間	3 時間 ~ 4 時間	1 時間	30分	8 時間
		阿蘇山上	1 時間 ~ 2 時間	1 時間 ~ 2 時間	4 時間 ~ 5 時間		30分	8 時間